

監査公告第 17 号

定期監査結果に基づき教育委員会が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、教育委員会から報告がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 5 年 1 月 24 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

教育委員会定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・海外留学等奨学金制度について、次のとおり意見を付す。

本年度からシンガポールにある教育機関へ留学・進学する授業料や留学保険の一部を支援する取り組みを開始している。市内3高校への案内と情報提供を行ったようだが、現在のところ利用実績は無いとの事である。

ある程度息の長い取り組みが必要と考えるが、今後はより具体的に教育機関の教育内容を紹介をして、その優れたところをアピールして、学生の志に訴えるような紹介をすると同時に、今後は改めて周知対象者を広くとらえ、周知方法などにも工夫を凝らして実施することを期待したい。

制度では「高校を卒業（予定含む）した市民」とあり、既に大学在学中でも良いのだから、情報提供範囲を幅広く捉える必要もあるのではないか。

また、ロンドン大学やバーミンガム大学、ニューヨーク州立大学バッファロー校など世界トップクラスの大学の学位を取得することができるとのことだが、そのような情報を高校卒業間近になって知らされたとしても、本人の進路決定には繋がりにくいのではないか。中学生などへも広く情報提供し長い時間軸の中で情報発信し、国際人材の育成に繋げてもらいたい。ただ制度を構えただけでは学生は集まらない。今の状況では国際人を育てる制度実現の本気度が今ひとつ見えない。本当にこの制度が加賀市に必要なのか再考し、実効ある制度にしてもらいたい。

対 応

令和4年度については、市内の全日制県立高等学校3校にチラシを配布し、情報提供を行うほか、広報かが7月号および2月号に掲載して周知を行った。また、シンガポールにある教育機関（SIM）の具体的な教育内容の紹介については、SIMと随時調整し、希望者に対してオンラインによる学校説明会を開催した。（令和4年度は大聖寺高校にて1回開催）

今後は、広報かがによる周知を継続するほか、市内中学校にも情報提供を行い、英語力強化と併せて制度周知に努めたい。